

2007年4月5日

衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会

意見陳述要旨

公述人 小林庸平（特定非営利活動法人Rights理事）

1. 今なぜ投票権・選挙権年齢の引き下げか

(1) 将来の日本と世界に責任を負うのは若い世代

少子高齢化・財政赤字・環境破壊などの将来にわたる課題はもちろん最高法規である憲法など国政の重要課題について若い世代の意見を反映させることは、世代間格差の是正をつうじて対立でなく連帶できる社会を創るために不可欠です。

(2) 若い世代の政治への関心と参加は高まっている

若い世代は一般には政治に無関心だと思われがちですが、内閣府意識調査の関心度や衆議院議員選挙の投票率は大幅に上昇しており、NPO活動や公開討論会・議員インターンシップに参加する学生なども増加しています。

※内閣府世界青少年意識調査「政治に対して非常に関心がある・まあ関心がある」98年37.2%→04年46.7%

※明るい選挙推進協会・衆議院議員選挙投票率 20代：03年35.62%→05年46.20%／30代：03年50.72%→05年59.79%

(3) 18歳選挙権は世界の流れ

世界で186ヶ国の中でも162ヶ国（サミット参加8ヶ国では日本以外の7ヶ国）が18歳の時点で選挙権を保障していることからも18～19歳が未熟との指摘はありません。さらにドイツでは16の州・特別市のうちニーダーザクセン州など5州に16歳地方選挙権が広がり、オーストリアではEU加盟国で初めて国政の16歳選挙権が実現します。

※国立国会図書館・2006年11月20日現在

2. 投票権・選挙権年齢は義務教育修了と対応すべき

最高法規である憲法の改正についてより多くの国民の意思を反映するために投票権はできるだけ幅広く保障すべきです。では具体的にふさわしい年齢はいくつなのでしょうか。

学校教育法は義務教育（中学校）の目標として社会の形成者として必要な資質や公正な判断力の養成を挙げています。また、労働基準法は15歳（中学校卒業時）までの労働を禁止し、道路交通法では16歳から運転免許を一部取得できます。このことから16歳になれば知識・経験と法制度の両面で社会的意志決定に参加する条件が整っており、義務教育修了後の16歳への引き下げが可能と考えます。

すでに市町村合併の是非を問う住民投票で未成年に投票権を保障する自治体が41と全国に広がっています。住民投票の投票権を中学生以上に保障した長野県平谷村を訪ねましたが、一般選挙と比べて投票対象が合併の是非と明確なため関心が高く未成年の投票率が成人を上回り、情報提供などやり方次第で若い世代の投票率を底上げできることが分かりました。

※総務省・2003年10月31日現在

※2003年5月11日実施・投票率成人88.49%／未成年94.00%

3. 公職選挙法・民法など他の法令との関係

いわゆる与党の併合修正案は附則で公職選挙法や民法を挙げて「必要な法制上の措置を講ずる」として、措置が講じられるまでの間は投票権を20歳と規定しています。たしかに選挙権と国民投票権の年齢は一致するのが望ましいですが、憲法は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と未成年者への選挙権の保障を妨げてはおらず、民法など他の法令の成人年齢とは必ずしも一致する必要がないと考えます。公職選挙法の早期改正によって選挙権と投票権をまずは18歳に引き下げ、民法など他の法令は選挙権・投票権と関連づけずに国会が見直すよう要望します。なお、与党案・民主党案とともに未成年者の国民投票運動を禁止していない点は評価します。